答申第２７１号（諮問第２８１号）

「群馬県「飼い主のいない猫対策支援事業」協力認定地域決定書、過去から現在まで全て」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第１　審査会の結論

群馬県知事が行った一部を不開示とした決定について、地域名及び自治会名のうち市町村名に該当する部分並びに別表２（A）欄に示した部分は開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成１２年群馬県条例第８３号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和７年２月１４日付けで、「群馬県「飼い主のいない猫対策支援事業」協力認定地域決定書（登録証）、過去から現在まで全て希望します」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を群馬県飼い主のいない猫対策支援事業（以下「本件事業」という。）に係る起案文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第１８条第１項の規定に基づき、令和７年２月２８日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を開示しない部分及びその理由をそれぞれ別表１（あ）及び（い）欄のとおり付して、請求人に通知した。

３　審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和７年３月２１日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の規定に基づき、令和７年５月１６日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

５　反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の規定に基づき、令和７年６月２９日付けで反論書として「答弁書（１）」と題する書面を作成し、実施機関に提出した。

６　諮問

実施機関は、条例第２６条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和７年１１月６日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第３　争点

本件処分で不開示とされた部分が、条例第１４条第２号、第４号又は第６号に該当するとして部分開示とした決定が妥当か。

第４　当事者の主張

１　請求人の主張要旨

（１）審査請求の趣旨

犯罪抑制、癒着防止、県庁活動の透明化

（２）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

本件処分に係る開示しない理由として「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」とありましたが、元々の支援事業の目的は猫の不妊手術により不幸な命を増やすことなく、住民に啓蒙活動をして猫と共生し、野良猫に悩まされることを減らしていくことではないのでしょうか。地域全員が地域猫を見守る意識が高い地域に、捨て猫の危険があるという県の解釈は犯罪の予防の観点として根本から間違っていると思います。むしろ協力地域が増えることが目的なので一覧として県のホームページ等で報告する義務があると思います。

捨て猫、犯罪とありましたが県内には沢山の公園があり、そこは猫公園などと外猫がたくさんいることをうたっている施設も多数あります。ここでいう犯罪や捜査が何を示しているのか理解できません。犯罪を抑制するためにも登録地域は公にすることが必要です。一般常識、ネット社会として財団法人動物基金などはTNR地域名、地域写真、周辺写真、建物内部、外部写真も出しています。また多頭飼育崩壊など新聞、テレビ、マスコミにも地域名は書かれ写真も出ています。

２　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（１）本件公文書について

本件公文書は、飼い主のいない猫を原因とする生活環境悪化の改善を地域の

課題とし、地域猫活動に取り組む意志のある地域に対し、県が地域猫活動を円滑に実施できるよう支援をするという本件事業の地域登録に係る文書であり、登録地域からの申請書や登録証の案、構成員の情報等が記載されている。

（２）事業の背景について

本件事業での具体的な支援内容は、地域猫活動に取り組む地域に対する助言等の実施（活動実績のある動物愛護団体等を派遣して助言してもらう）及び飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成である。

地域猫活動とは、地域住民の理解と協力の下、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などルールに基づいて、その地域で生活する猫を適正管理していく活動のことであり、群馬県では、地域猫活動について「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」で以下のとおり整理している。

ア　目的

・飼い主のいない猫による地域環境の悪化を防ぐことにより、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指します。
・不妊去勢手術を行い、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにします。
・住民が主体的に取り組み、不妊去勢手術によって一代限りとなった飼い主のいない猫を地域で適正に飼養し、無責任な餌やりによる迷惑を防止します。

イ　概要

・地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組む野良猫対策です。
・その地域住民の理解と協力の下、定時・定点の適切な餌やり、置き餌の防止、排泄物の処理や周辺の清掃などが行われます。
・地域猫活動には、TNR活動といって、猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動が不可欠で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然に数を減らしていきます。
・さらに飼い猫を捨てることは犯罪であることを住民に周知し、その地域での捨て猫の防止を徹底していく必要もあります。

（３）条例第１４条第２号該当性について

本件公文書には、地域猫活動を行う地域の「代表者氏名・住所・電話番号」や「自治会長氏名・住所・電話番号」、「個人の印影」が記載されている。また中には代表者居住地等情報を含む「地図」がある。これらの情報は、個人に関する情報であり、個人を識別できる情報であるため、条例第１４条第２号に定める不開示情報に該当すると判断した。

（４）条例第１４条第４号該当性について

本件公文書には、地域猫活動を行っている地域が特定できる情報が含まれ

ている。地域猫活動は、飼い主のいない猫を地域で決めたルールにより屋外で管理する取組であるが、活動を行っている地域は公表されている情報ではない。その理由としては、地域を公表することで、活動地域に猫を遺棄しても、地域が世話をしてくれるという安易な考えをもたらすきっかけとなり、動物遺棄を助長するおそれがあることのほか、特定の飼い主がいない猫の存在する場所が知られることにより、 飼い主のいない猫や地域猫をターゲットとした虐待にもつながるおそれがある。現に2020年には千葉県において地域猫への虐待事件も発生しているほか、2022年には県内でも地域猫に対する動物虐待疑い事案に係る報道がされている。また動物遺棄についても、これまでも動物を管理する動物園や動物病院、動物愛護管理施設での事件・事案が多数発生している。

地域猫活動を行っている地域が特定できる情報を公にすることは、上記のとおり動物の遺棄や虐待などの犯罪を誘発するおそれが考えられるため、地域名や地図情報等は犯罪の予防という公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報と考え、条例第１４条第４号に該当すると判断した。

なお、「手術実施動物病院情報」については、本件処分では条例第１４条第２号に該当すると記載したが、改めて精査したところ、「手術実施動物病院情報」を公にすることは活動地域の特定につながるおそれがあるため、条例第１４条第４号に該当するものであることを確認した。また、地図情報についても条例第１４条第２号のみの記載であったが、同条第４号にも該当すると判断した。

（５）条例第１４条第６号該当性について

本件公文書は、あくまで申請地域において飼い主のいない猫対策支援事業の内容に沿い地域猫活動を開始する準備ができたことを確認するために県が提出を求めているものであり、公開することを前提としているものではない。地域猫活動を行っている地域を公開することは、前述のとおり動物の遺棄や虐待のおそれがあると考えられること等により公開を希望しない地域に対し、事業の継続や申請を困難にするものである。

このことは、本件事業を引き続き実施していくことに支障を及ぼすおそれがあり、ひいては不幸な野良猫を削減し地域の生活環境を改善するという目的の達成が困難になることが想定される。よって、地域名等は公にすることにより、県の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と考え、条例第１４条第６号に定める不開示情報に該当すると判断した。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「群馬県「飼い主のいない猫対策支援事業」協力認定地域決定書、過去から現在まで全て」である。実施機関は、本件請求に係

る公文書を本件公文書と特定した上で、その一部について、条例第１４条第２号、第４号又は第６号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し、請求人は本件処分を不服とし、本件公文書の開示を求めている。

そこで、以下において、本件公文書の内容を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

２　本件公文書について

本件公文書は、本件事業に係る活動地域の登録に関する起案文書一式であり、回議用紙、決定内容、登録証及び登録に係る通知文並びに本件事業の登録に当たり申請者から提出された申請書及びその添付資料から構成されている。

申請書の添付資料には、猫の生息区域を示した地図、管理している猫の一覧表及び各猫の写真、構成員一覧表等が含まれている。

３　不開示情報に係る条例の定めについて

（１）個人に関する情報について

条例第１４条第２号本文前段では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として定めている。

そして、同号ただし書イないしハでは、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報を本号の不開示情報から除くこととしている。

（２）公共安全情報について

条例第１４条第４号では「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として定めている。

なお、「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することを、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることを、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。また「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

（３）事務事業情報について

条例第１４条第６号では、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公

共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

4　不開示情報該当性について

本件公文書について、別表１（あ）欄に記載の情報が別表１（い）欄の理由に該当するとして不開示とされていることから、各不開示部分における不開示情報の該当性について検討する。

（１）代表者、活動者及び自治会長の氏名・住所・電話番号並びに代表者及び自治会長の印影

当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であることから、いずれも条例第１４条第２号本文前段に該当する情報であると認められる。また同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって、当該情報を条例第１４条第２号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

（２）猫の生息区域を示した地図

当該情報について、実施機関は、地域猫活動の実施場所を特定し得る情報であり、公にすることにより動物の遺棄や虐待といった犯罪を誘発するおそれがあるとして、条例第１４条第４号に該当すると主張する。

これに対し、請求人は、地域全員が地域猫を見守る意識が高い地区に捨て猫の危険があるとする実施機関の解釈は誤りであり、むしろ協力地域が増えることが目的のため、一覧として県のホームページ等で報告する義務があると主張する。

この点、当該情報は、本件事業の登録地域内における猫の生息区域を示すものとして、餌場や猫用トイレの設置場所等の情報が地図上に記載されていることから、猫の生息区域を具体的に把握し得る内容を含むものであり、地域猫活動の対象地域を特定するに足りる情報であると認められる。

そして、地域猫活動は特定の飼い主を有しない猫を地域で管理する取組であるところ、その所在が明らかとなった場合、当該地域においては猫を管理してもらえるものと誤解を招き、結果として猫の遺棄を誘発する可能性があることは否定できない。また、過去に地域猫に対する虐待事案が発生していることも踏まえると、このような情報の公表が、猫を対象とした加害行為を誘引するおそれについても、蓋然性が認められる。

また、当該情報には、個人宅の所在とともに個人の氏名が記載されているものも含まれていることから、当該部分については、条例第１４条第２号にも

該当すると認められるものである。

よって、当該情報を条例第１４条第２号又は第４号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

（３）地域名等固有情報及び写真の一部

当該情報のうち地域名等固有情報には、登録地域や管理する猫の所在をより詳細に示す具体的な建物名や場所の名称が記載されている。また、写真は地域で管理している猫の写真をそれぞれ撮影したものであり、その一部については背景が不開示とされている。

この点、建物名や場所の名称といった具体的な情報の中には、それ自体により地域猫活動が行われている場所を特定し得るものが含まれているほか、周辺環境が判別可能な写真の背景部分については、単独では直ちに特定に至らない場合であっても、他の情報と照合することにより、当該場所を具体的に推知させ得るものと認められる。そして、当該地域の特定につながる情報を公にした場合には、上記（２）と同様に、当該地域が猫の受け入れ先として認識されることによる猫の遺棄行為の誘発や、猫に対する虐待行為を招くおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第１４条第４号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

（４）手術実施動物病院名及び担当獣医師名

当該情報は、地域で管理している猫が既に不妊去勢手術を実施した場合に記載されるものであり、本件事業に係る不妊去勢手術を実施する協力動物病院に関するものであって、いずれも当該動物病院を特定することができる情報である。

当該情報は、必ずしも活動地域内の動物病院とは限らないことから、上記（２）及び（３）と異なり、当該情報から活動地域が特定されるおそれは低い。しかし、当該情報を公にした場合、当該動物病院が飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の処置を行っている施設であることが明らかとなる。このことは、当該動物病院が一般的に飼い主のいない猫を受け入れて処置を行ってくれる場所であるとの誤解を招き、結果として猫の持込みや遺棄を誘発するおそれがあることは否定できない。

したがって、これらの情報は、公にすることにより猫の遺棄等の行為を誘発し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第１４条第４号に該当すると認められる。

なお、当該情報が公にされることにより、当該動物病院に対する不要な問合せや野良猫の持込みの増加、さらには風評被害発生への懸念等から、今後、本件事業への協力を得ることが困難となる可能性も否定できない。そうすると、本件事業の円滑な実施に影響を及ぼすおそれもあると考えられることから、当

該情報は条例第１４条第６号にも該当するものと認められる。

よって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

（５）地域名及び自治会名

当該部分には、市町村名のほか、自治会単位に及ぶ詳細な地域名及び自治会名が記載されている

これらの情報は、地域猫活動が行われている場所を直接的に示すものであり、これを公にした場合には、上記（２）及び（３）で述べたとおり、当該地域が猫の受け入れ先として認識されることによる猫の遺棄行為の誘発や、猫に対する虐待行為を招くおそれがあると認められる。

一方、市町村名にとどまる部分については、その範囲が広域に及ぶことから、当該情報のみから地域猫活動の具体的な実施場所を特定することは困難であるといえる。したがって、市町村名を公にしたことにより、当該市町村内の特定の場所において、直ちに猫の遺棄や虐待といった行為が誘発されるおそれが生じるとまでは認められない。

よって、地域名及び自治会名のうち、市町村内の具体的な地域を特定し得る部分については条例第１４条第４号に該当すると認められるが、市町村名については、同号に該当せず、その他不開示情報に該当する事情も認められないため、開示すべきである。

（６）その他

本件公文書には、上記（１）ないし（５）で判断した情報のほか、本件公文書において既に開示されている情報が記載された部分や、情報が記載されていない部分についても一部不開示とされていることが確認された。当該部分については、いずれも条例第１４条各号に掲げる不開示情報に該当する事情は認められないことから、別表２（Ａ）欄に示した部分については、開示すべきである。

５　請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本件請求に係る公文書の開示の決定の妥当性とは関係のない主張であるため、本審査会の上記判断を左右するものではない。

６　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年　　月　　日	内　　容
令和　７年１１月　６日	諮問
令和　７年１２月　９日 （第１０８回　第二部会）	審議（本件事案の概要説明）
令和　８年　２月１７日 （第１０９回　第二部会）	審議（実施機関の口頭説明）
令和　８年　４月２１日 （第１１０回　第二部会	審議
令和　８年　６月１６日 （第１１１回　第二部会）	審議
令和　８年１０月２０日	答申

別表１

項番	開示しない部分（あ）	開示しない理由（い）
1	代表者の氏名・住所・電話番号	【条例第１４条第２号該当】 個人に関する情報であり、個人を識別できる情報であるため。
2	活動者の氏名・住所・電話番号	
3	自治会長の氏名・住所・電話番号	
4	代表者及び自治会長の印影	
5	猫の生息区域を示した地図	【条例第１４条第２号該当】 個人に関する情報であり、個人を識別できる情報であるため。 【条例第１４条第４号該当】 地域を特定できる情報であり、動物の遺棄や虐待など、犯罪の予防という公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	地域名等固有情報	【条例第１４条第４号該当】 地域を特定できる情報であり、動物の遺棄や虐待など、犯罪の予防という公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
7	写真の一部	
8	手術実施動物病院名	
9	担当獣医師名	
10	地域名	【条例第１４条第４号該当】 地域を特定できる情報であり、動物の遺棄や虐待など、犯罪の予防という公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
11	自治会名	【条例第１４条第６号該当】 地域名の公開を希望しない地域に対し、事業の継続や申請を困難にすることから、今後の事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため。

別表２

年度	文書番号	文書名	該当書類	開示すべき部分（Ａ）	開示すべき理由
H29	83-1	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業にかかる登録について（17-1）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
H30	83-9	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業にかかる登録について（18-2）	ぐんま地域猫活動登録申請書	「５　支援をうけた動物愛護団体名」欄	誤って記載された動物愛護団体名が含まれているが、不開示情報に該当しないため。
H30	83-40	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業にかかる登録について（18-6 ●●●●）	ぐんま地域猫活動登録申請書	自治会長住所、自治会長名、自治会長電話番号	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。
H30	83-40	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業にかかる登録について（18-6 ●●●●）	管理している猫の写真	支援をうけた動物愛護団体名	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R1	83-21	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業にかかる登録について（19-3 ●●●●）	地域猫活動構成員一覧表	役割分担等	不開示情報に該当しないため。
R2	83-36	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-38	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。

別表２

R2	83-40	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-46	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（20-4 ●●●●）	管理している猫の一覧	地域名	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。
R2	83-58	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-58	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の一覧（No.1及び2）	地域名	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。
R2	83-60	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-60	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の写真（A地区）	個体No.1の身体的特徴の一部	不開示情報に該当しないため。
R2	83-60	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の一覧（C地区No.4）	地域名	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。

別表２

R2	83-60	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の写真（C地区）	撮影場所のうち「駐車場」	不開示情報に該当しないため。
R2	83-68	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-73	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-73	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の一覧	地域名	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。
R2	83-75	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	回議用紙	登録地域の番号	本件公文書で既に開示されている情報であり、不開示情報に該当しないため。
R2	83-75	群馬県飼い主のいない猫対策支援事業ぐんま地域猫活動登録地域について（●●●）	管理している猫の一覧	地域名	情報が記載されていなく、不開示情報に該当しないため。